



県内初！都市公園及びちびっこ広場の喫煙禁止を条例化

大府市は、まちづくりの基本理念に健康都市の実現を掲げており、「健康都市」として既に全ての公共施設を屋内禁煙とし、平成31年4月には市庁舎などを敷地内禁煙とするなど、受動喫煙対策を進めてきました。

今回は、さらなる受動喫煙対策の推進を図るため、喫煙者のマナー啓発から一歩進め、屋外の公共的な空間のうち、受動喫煙による健康被害を受けやすい児童が日常的に利用する都市公園及びちびっこ広場での喫煙を禁止する条例案を上程いたします。

なお、喫煙を規制する都市公園条例での制定は、本市の調査した範囲では県内の自治体で初めてとなります。

■「条例」の概要・特徴

1 大府市都市公園条例(第5条):行為の禁止

- 「喫煙をすること」を追加する。

2 対象範囲（喫煙禁止）

- 都市公園の88箇所（総合公園、近隣公園、街区公園、広場公園、都市緑地）

3 禁止対象たばこの種類

- 「紙たばこ」及び「加熱式たばこ」とする。

4 罰則（過料）

- (1) 対象：大府市都市公園条例に該当する公園等（88箇所）
- (2) 適用：大府市都市公園法第22条（2）に基づくもの（5万円以下の過料）

5 広報・周知方法

- (1) 広報おおぶ、ホームページに掲載
- (2) 看板設置（マナー啓発から喫煙禁止へ変更）
- (3) 職員による巡回パトロール及び清掃活動

6 施行日 令和2年10月1日

【問い合わせ先】

大府市 緑花公園課
担 当：佐藤正裕（サトウマサヒロ）
電 話：0562-45-6236
F A X：0562-47-3347
E-Mail：ryokka@city.obu.lg.jp